

6 これからの図書館を視野においた取組

平成18年に策定された「横浜市中期計画」において、「図書館を取り巻く環境が変化している中、外部有識者による市立図書館のあり方検討を実施し、これを踏まえた市民サービスの実現と経営の効率化を検討し、取り組みを進めること」とされています。

これを受けて、平成18・19年度に「横浜市内図書館のあり方懇談会」を実施し、その検討・提言を踏まえて、図書館サービスを維持・充実させるとともに、より効率的、効果的な運営を図りたいと考え、青葉区の山内図書館に指定管理者制度を導入する案を平成20年度にまとめました。

その後、横浜市の指定管理者制度導入に必要な「横浜市内図書館条例の一部を改正する条例案」が審議され、平成21年第1回市会において附帯意見を付されて可決・成立しました。

指定管理者制度導入については、指定管理者の公募・選定・横浜市の議決という手続を経て、平成22年4月から導入（予定）となります。

山内図書館以外の地域図書館への対応については、指定管理期間5か年におけるサービス実績や運用コストなど、総合的な運営評価を踏まえて、次期計画の考え方や進め方等を検討・整理していきます。

なお、附帯意見は、山内図書館の指定管理者制度導入に係る留意事項として付されたものですが、その考え方、方向性は、本市図書館のサービス充実を図る上での貴重な指針として、市立図書館全体で取り組んでまいります。

附帯意見

(市第72号議案)

本市地域図書館への指定管理者制度の導入に当たっては、社会教育施設である図書館として、本市図書館のサービス水準の維持向上とこれまで培ってきた市民の信頼にこたえるよう十分に配慮することが肝要である。

よって、指定管理者制度導入に当たり、次の事項について特段の対応を図られたい。

- 1 中央図書館の支援により、地域図書館・中央図書館18館のネットワーク体制や系統的な資料収集体制を維持しつつ、図書館サービスのさらなる向上に努めること。
- 2 子供の読書活動の推進や学力向上に重要な役割を担う学校図書館充実のための支援については、学校図書館ボランティアへの育成、支援も含めて、市立図書館として一層の推進を図ること。また、地域において読書に関するボランティア活動を行っている市民への支援、協力を引き続き推進するとともに、その育成にも努めること。
- 3 地域に関する資料や情報の収集及び提供を進めるとともに、区役所や関係機関との連携をより一層推進し、「地域の情報拠点」としての機能の充実を図ること。
- 4 地域住民の図書館に対するニーズの把握に努め、地区センターやコミュニティハウスなどの地域の図書コーナーとの連携を図るなど、住民ニーズを反映したサービスを推進すること。
- 5 これまで本市図書館の司書職員が築き上げてきた図書館サービスや地域との連携などのノウハウを適切に引き継ぐこと。また、指定管理者制度導入の成果の検証に当たっては、客観的、実証的な評価ができるよう、適切な指標や基準を十分に検討し設定すること。